

浜松市学校給食費の会計処理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市立小学校、中学校及び幼稚園(ただし、学校給食を実施していない幼稚園は除く。)において、学校給食費の会計処理を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学校給食費」とは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する保護者の負担すべき経費をいう。

2 この規程において「会計年度」とは、毎年4月1日から3月31日までをいう。

(学校給食費会計の独立と予算)

第3条 学校給食費の会計は、学校における他の会計部門と区別し、独立した会計処理を行い、毎会計年度の歳入歳出予算の定めるところによる。

2 校長及び園長(以下「校長等」という。)は、給食費の額が決定したときは、速やかにこれを保護者に通知するものとする。

(会計事務の分担)

第4条 学校給食費に関する収支命令は、校長等が行うものとする。

2 校長等は、所属職員の中から徴収・収納・支出の担当者と事務分掌を定め、適正な事務処理に努めるものとする。

(会計事務の点検)

第5条 校長等は、毎学期末に金銭出納簿と預金通帳等を照合し、会計状況の点検を行うものとする。

(会計監査)

第6条 校長等は、毎年度当初に学校給食費に関する会計監事を指名するとともに、会計年度終了後、翌会計年度の4月1日から4月30日までの間に会計監事の監査を受けるものとする。

(決算書)

第7条 学校長等は、会計年度終了後、翌会計年度の4月1日から4月30日までの間に決算書を作成するものとする。

2 校長等は、決算書に監査結果を添えて保護者に報告するとともに、浜松市教育委員会健康安全課に提出するものとする。

(関係帳簿等の保存)

第8条 校長等は、学校給食費関係帳簿を5年間保管するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学校給食費の会計処理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。